平成24年(ワ)第49号等

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

# 準備書面11の6

2013年5月24日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍太郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 長 戸 和 光

外

記

## 第1 はじめに

#### 1 本書面の目的

国は、災害対策基本法が明示しているとおり、当然に、国民の生命、身体及び 財産を災害から保護する使命を有している(同法第3条第1項)。

また、原告ら準備書面9で述べたとおり、JCO臨界事故発生を受けて制定された原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)は、当該使命を全うするため、原子力災害に対し、その組織及び機能のすべてをあげて万全の措置を講ずべきとの国の責務を定め、そのために必要な措置を国に命じている(同法第4条第1項、災害対策基本法第3条第1項)。

原災法が、原子力事業者のみならず、国に対しても当該責務を有する旨定めていることは、原子力災害が、自然災害と同様、国及び国民に対し、民間の一事業者では到底対応できないほどの甚大かつ深刻な被害をもたらす本質を有することを示すものであり、ひいては原子力発電事業が、そのような災害を有する危険を有し、民間企業単独では事業者責任を全うし得ない特殊な事業であることを示すものである。

そしてこのことは、3. 11福島第一原発事故において、国が、原災法に基づく措置を超えて、正にその「組織及び機能の全てを挙げて」事故対応にあたっていることから、より一層明確になった。以下詳述する。

#### 2 構成

前提として、第2において、原災法関連法令の関係について論じる。

その上で、第3において、3.11福島第一原発事故後の国及び東京電力の対応を①福島第一原発における事故対応(オンサイト)、②避難対応、③賠償に関する対応、④その他の対応に大別し、それぞれを時系列(事故経過については訴状別紙参照。)で追いながら、原子力災害、殊にシビアアクシデントに対し、国が中心的な役割を果たしていることを論じる。

## 第2 原災関連法令について

- 1 原災法の制定経緯
- (1) JCO事故:初の原子力災害対策

1999年(平成11年)9月30日に発生したJCO(株式会社ジェー・シー・オー)臨界事故は、日本国内で初めて事故被曝による死亡者を出した痛ましい事故であり、また当該事故では、住民の避難要請や屋内避難要請など、日本で初めて原子力災害対策が講じられる事態となった。

(2) 顕在化した課題 (「原子力災害対策特別措置法解説 (甲C第82号証4~7 頁)」。)

ところで、JCO臨界事故では、事故原因となったJCOの核燃料製造工程に おける作業工程管理のずさんさな対応が問題となったほか、事故対応として、以 下の点が課題として挙げられた。

# ア 原子力事業者の責務の明確化

従来の原子力防災においては、原子力発電所及び再処理施設を防災対象施設とし、JCOのような加工施設等は対象ではなく、また、放射性物質の大量放出を念頭にし、当該事故のような加工施設での臨界事故を想定していなかった。そしてこれらの不備が、法制度の仕組みとは別に、特に初期対応において事故情報の迅速かつ正確な把握などに混乱を招いた原因とされた。

そこで、防災対象施設を、原子力災害の発生の蓋然性を踏まえ、一定量以上 の核燃料物質を取り扱う施設まで広げるとともに、原子力事業者にモニタリン グや異常事態発生の際の通報などに関する法的義務化が課題となった。

## イ 迅速な初期動作の確保

「原子力災害」の定義に関し、従来、災害対策基本法及び同施行令で定めていたものの、当該「原子力災害」の該当性や判断手続が明確でなかったため、迅速な初期動作に支障があったのではないかとの反省と共に、特に初期動作には、「国の主導的な判断と対応体制の迅速な立ち上げ・対応開始が重要ではな

いか」、という点が課題として挙げられた。

## ウ 国と地方公共団体との有機的な連携の確保

原子力災害は、自然災害やその他の大規模な災害と異なり、五感の作用で看取できないままに被害を受ける可能性があり、適切な対応を行うためには専門的知見や特別な装備が求められるという特殊性がある。また、具体的な措置に際しては、事故の原因者であり、事故が発生した施設について熟知する原子力事業者の責任ある対応が必要となる。

そこで、このような特殊性を踏まえ、国・自治体・原子力専門機関等の連携 の確保・強化が必要である等の課題が挙げられた。

#### エ 国の緊急対応体制の強化

前述のとおり、原子力災害においては、その影響が直接感じられないことから、迅速にその影響を予測して適切な対応を講じるため、原子力の専門的知見を有する国の役割を、「他の災害以上に」大きくすべきとの課題が挙げられた。

#### (3) 小括

上記各課題を踏まえ、災害対策に関する一般法である災害対策基本法及び原子力規制に関する原子炉等規制法の特別法として、原子力災害対策基本法(原災法) (平成11年12月17日法律第156号)が制定された。

## 2 概要(要点)

#### (1) 目的・国の責務

「…原子力災害の特殊性にかんがみ」、「原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等…その他原子力災害に関する事項についての特別の措置を定めることにより、「…原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること」を目的として定めている(原災法第1条)。

この点、後述するとおり、原子力緊急事態宣言は、いわゆる15条通報を受けた内閣総理大臣が発出し、かつ原子力災害対策本部の本部長は内閣総理大臣であ

る上、同本部は、原子力緊急事態宣言発出の際は必ず設置されるものである(原 災法第15条2項、同第16条)。

また、原子力災害に対し、その組織及び機能のすべてをあげて万全の措置を講ずべきとの国の責務を定め、そのために必要な措置を国に命じている(同法第3条各項)。

したがって、原災法は、原子力災害から国民の生命等を保護する責務を原子力 事業者だけでなく、国に対しても明示的に定めているところ、「その組織及び機 能のすべてをあげて万全の措置を講ずべき」とされていることから明らかなとお り、その中心的な役割を担うのはむしろ国である。

## (2) 初期動作(甲C第82号証8~9頁)

原子力災害に対する迅速な初期動作を確保するためには、迅速な情報把握が必須となる。

そこで、一定の事象が生じた場合の通報を原子力事業者(原災法第2条第3号) の原子力防災管理者(原災法第9条)に義務付けている(原災法第10条、いわゆる「10条通報」。)。

また、通報を受けた主務大臣(原則として原子炉等規制法における規制担当大臣)は、原子力防災専門官(原災法第30条)や原子力事業者に対する指示、専門的知識を有する職員の派遣等といった初期動作を開始し、事象の推移に応じ、予め定められた異常な事態に至った場合には、直ちに内閣総理大臣に報告する(原災法第15条第1項、いわゆる「15条通報」。)。

そして、当該通報を受けた内閣総理大臣は、直ちに原子力緊急事態宣言を発出する(原災法第15条第2項)とともに、同人を本部長とする原子力災害対策本部を設置する(原災法第16条)。

これは、通報や原子力緊急事態宣言の発出に係る基準を予め明確化するとともに、当該宣言が発出された場合には国の対策本部(及び現地対策本部)を設置することにより、緊急時における初期動作に係る判断要素を極力少なくすることと

し、迅速な対応が図られるよう期したものである。

したがって、原子力災害対策において中心的な役割を果たすのは、原子力事業者ではなく国である。

## (3) 国と地方公共団体との連携(甲C第82号証9~10頁)

緊急事態応急対策拠点施設(いわゆるオフサイトセンター(OFC))の指定 (原災法第12条)や平時における国・自治体・原子力事業者等の共同の防災訓練(原災法第13条、防災基本計画第11編「原子力災害対策編」第1章第6節・8)のほか、10条通報の場合における専門的知識を有する職員の派遣(原災法第10条第2項)や原子力緊急事態宣言時の原子力災害合同対策協議会の組織(原災法第23条)等、国と自治体との連携強化を図るための諸制度が設置されている。

## (4) 国の緊急対応体制の強化(甲C第82号証10頁)

国が、緊急事態に対し実効的に対応し得るようにするため、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)に対し、関係政府機関、地方公共団体、原子力事業者等に対して必要な指示を行い得る権限を付与する(原災法第20条第2項)とともに、緊急事態対応対策を的確かつ迅速に実施するための自衛隊派遣の要請権限を付与している(同条第4項)。

また、原子力災害対策本部長の主要な権限が委任される原子力災害現地対策本部長(原災法第17条第9項、同第12項ないし第14項)は、現地における実質的な責任者(原災法第17条第13項)として、関係機関の調整や指示を行い、原子力事業者や原子力専門家、派遣された自衛隊、警察、消防、医療チーム等が連携を取りつつ「その組織及び機能のすべてをあげて」緊急事態応急対策を実施する(原災法第23条参照、防災基本計画第11編「原子力災害対策編」第2章第1節-6)。

これらは、まさに緊急事態における「国」の対応体制の強化を目的とした制度である。

# (5) 原子力事業者の責務の明確化(甲C第82号証10~11頁)

原災法は、原子力事業者に対し「…この法律や関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害…の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる」責務を明示的に定めている(原災法第3条)。

## 3 小括

以上原災法及び関連法令をみれば明らかなとおり、日本の法制度は、原子力災害に対して国が中心的な役割を果たすことを責務とし、その「組織及び機能の全てを挙げて」事故対応にあたることを期待していることは明白である。

## 第3 2.3.11 福島第一原発事故後の福島第一原発における対応

#### 1 総論

上記原災法の規定にかかわらず、国や電力事業者が、発生した3.11福島第一原発事故に対し全くの無策・無力であり、原発事故に対する緊急時態勢が画餅に過ぎなかったことは、原告らが準備書面6において述べたとおりである。

もっとも、緊急時態勢に対する評価はさておき、3.11福島第一原発事故に おいて、国が、原災法の規定に基づく対応のみならず、立法行為や超法規的措置、 あるいは法律に基づかない事実上の措置等を駆使し、まさにその「組織及び機能 の全てを挙げて」事故対応にあたっていることを論じる。

## 2 3.11 福島第一原発事故に関する対応(いわゆるオンサイト)

## (1) 原子力緊急災害対策本部の設置

- ア 平成23年3月11日2時46分に巨大地震(いわゆる東日本大震災)が発生したことを受け、当時の総理大臣である菅直人(以下「菅首相」という。)は、同日午後3時14分、災害対策基本法に基づき戦後初の緊急災害対策本部を設置し(同法第28条の2)、本部長に就いた(同法第28条の3第1項)。
- **イ** 同日午後3時37分から41分にかけて、福島第一原発(以下「第一原発」

と略す。) 1 号機から 5 号機について、立て続けに全交流電源を喪失、東京電力はうち稼働中の 1 ないし 3 号機について原災法第 1 0 条の「運転中の電交流電源喪失」に該当する事象が発生したと判断し、午後 3 時 4 2 分、経産省に通報した(いわゆる「10条通報」)。

- ウ その後、同日午後4時45分、東京電力は福島第一原発1・2号機について、 原災法第15条に該当する「非常用炉心冷却装置注水不能」という事象が発生 したと判断し、経済産業省等に通報した(いわゆる15条通報)。
- エ それから 2 時間以上を経過した午後 7 時 0 3 分、当時の総理大臣である菅直 人は「原子力緊急事態宣言」を発し(原災法第 1 5 条第 2 項)、同宣言に基づ き、総理府に原子力緊急災害対策本部を設置した(原災法第 1 6 条)。
- オ なお、3月11日から同月15日までの5日間、第一原発、福島第二原発(以下「第二原発」と略す。)、及び女川原発についてなされた15条通報は10回以上に及ぶ。

#### (2) 原子力緊急事態官言後の対応

## ア 組織体制

ところで、原子力緊急事態宣言後の国及び電力会社の組織体制は、前記第1 で述べたとおりであり、イメージとしては別紙図のとおりである。

この図を見れば明らかなとおり、原子力事業者は、15条の事象が発生した事業所において、原子力災害の防止又は拡大のために必要な応急措置(「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」)を取る義務を負うものの(原災法第20条)、国は、当該応急措置に関与するのみならず、OFCへ現地対策本部を設置して、包括的な措置を取ることとなる。

もっとも、3.11福島第一原発事故では、事故対応の中心的組織となるべきOFCからして機能不全に陥り(甲A第1号証)、東京電力との関係では原子力緊急対策本部庁たる菅首相が東京電力に乗り込み、原災法の想定しない、国と東京電力との「福島原子力発電所事故対策統合本部」なる超法規的ともい

える組織を立ち上げて現場(第一原発)への拙速な介入を繰り返すなど、事故 対応は拙劣を極めた。

## イ ベント・海水注入

## (ア) ベント

3.11福島第一原発事故においては、第一原発のうち稼働中の1ないし3号機について、電源停止により冷却装置が作動しなくなったため、原子炉格納容器内の圧力増による爆発を防ぐため、当該容器内の蒸気を外部へ逃す「ベント」(いわゆるドライベント)が実施された。

もっとも、結局、1号機及び3号機について建屋が爆発し、2号機については圧力容器が破損したことは公知の事実である。

それはさておき、3月12日午前6時50分、当時の経済産業省大臣である海江田万里(以下「海江田経産大臣という。」は、ベントの準備を行っていた東京電力に対し、原子炉等規制法第64条第3項に基づき、第一原発1・2号機について、各機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制するよう措置命令を発した(甲A第1号証)。

このように、国は、原子力災害が発生した事業所(本件では第一原発)での応急措置においても、主導的な立場で対応することができる地位を有している。

# (4) 海水注入

第一原発1号機の建屋が爆発した後、海江田経産大臣は、3月12日午後5時55分、東京電力に対し、原子炉等規制法第64条第3項に基づき、同機原子炉容器内を海水で満たすよう口頭で措置命令を行うと共に、原子力安全・保安委員会に対し、命令文書を発出するよう指示した(甲A第1号証及び甲C第83号証の時系列参照)。

原子炉容器内に海水注入をすれば、必然、電力会社は、当該原子炉の廃炉を余儀なくされるところ、このような措置命令を行えること自体、国が、原

発の運営を左右し得る地位を有することの証左である。

# ウ その他 (電源車の手配、自衛隊の派遣要請、放水等)

上記以外にも国は、全交流電源喪失後、東京電力の要請に応じて「電源車」の手配に奔走したり(もっとも、手配された電源車は、接続プラグの不整合やケーブルの長さ不足などという単純な理由で使用できなかった(甲C第84号証32~38頁))、自衛隊に対し、要人の輸送や放水等のため部隊の派遣要請(原災法第20条第4項)を行っている。

このように国内外の様々な機関に事故対応の協力要請を行うことは、一電力 事業者に過ぎない東京電力ではおよそ不可能であり、まさに国の関与がなけれ ば行い得なかった対応である。

#### (3) 小括

以上より、3.11 福島第一原発事故において、国は、まさに「組織及び機能の全てを挙げて」、東京電力と一体となって、否、「福島原子力発電所事故対策統合本部」なる組織を立ち上げ、東京電力を「呑み込んで」、全般的な事故対応を行っていることは明白である。

そしてこれこそが、原発事業が実質的に国の事業であることの本性である。

#### 3 避難に関する対応

東日本大震災及び 3.11 福島第一原発事故を契機とする避難者数は、福島県民に限っても、県内外で合計 15万人を超えており (甲C第85号証)、3.11福島第一原発事故の傷跡の深さが実感できる。

ところで、原子力災害が発生した場合、周辺住民等の被曝を回避し、その生命・健康を守るため、住民への情報の周知や避難指示等が必要となり、通常は、加害者である原子力事業者が被害の発生・拡大を防止すべく、これら措置を取るべき義務を負うはずである。

もっとも、一民間事業者に過ぎない原子力事業者に対し、住民の居住を制限し、 あるいは移動を強制するが如き権限を付与することが認められないのは当然であ る。

そこで、原子力災害における住民の避難措置は、原災法上、専ら国や自治体等が対応する仕組みとなっている(原災法第15条第3項、同第27条の2および3等)。

したがって、原発事故という甚大かつ深刻な事態の発生を必然的に内包する原 発事業は、リスク管理という面からみても、国の関与なしには到底成立し得ない ものである。

## 4 賠償に関する対応

準備書面11の4で述べたとおり、原発事故による損害規模は、国家予算をも 超える可能性があり、一事業者に到底賠償できる金額ではない。

例えば、原発事故における被害額は、3.11福島第一原発事故から数か月後に行われた平成23年12月6日政府「エネルギー・環境会議」において最低5.7兆円と見積もった。また、「フランス放射線防護原子力安全研究所」は、平成25年2月6日、3.11福島第一原発事故と同様の事故がフランス国内で起きた場合の被害の詳細に関する研究結果を発表したところ、同研究所は報告書の結論において、容量900メガワットの原発1基で炉心溶融が起きた場合の総被害額を4300億ユーロ(約53兆円)、事故による難民数を約10万人、除染費用を1100億ユーロ(13.6兆円)と指摘した。

実際にも、3.11福島第一原発事故後、東京電力は、賠償における資金面の 困難を理由に国に援助を求め、これに対し国は、原賠法第16条に基づき援助を 行う旨決定している。

しかし、そもそも事業者は、リスク管理と合理的な経営判断という見地から、 リターンを超えるリスクを有する事業は行わないはずだし、行えないはずである。

ところが、原告準備書面11の4の5で述べたとおり、国は、原子力損害賠償 法という法律により、電力会社に対し、原発事故発生により賠償能力を超える被 害が発生した場合、国家予算を投入して援助することを認めることで、電力会社 が原発事業を行い続けることを可能にしている。

これも、原告らが、原発事業をもって実質的に国の事業と断じる所以である。

#### 5 その他の対応

以上のほか、放射性物質汚染対処特措法等に基づく除染作業や災害廃棄物処理 法に基づく災害廃棄物の処理、第一原発での事故処理や除染作業等を実行するた めの電離放射線障害防止規則の改正による原発労働者等の放射線被ばく限度基準 の引き上げ、内部被曝への対策としての原災法第20条第2項に基づく様々な食 品の出荷制限等、いずれも国でなければ行い得ない事故対策である。

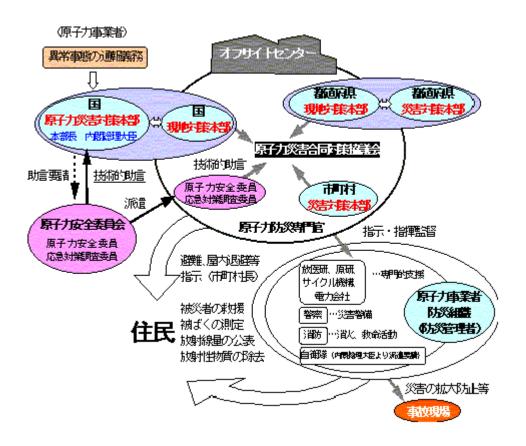
#### 第4 まとめ

以上より、原子力災害という甚大かつ深刻な被害をもたらす本質内在する原発事業は、民間企業単独では事業者責任を全うし得ない特殊な事業であり、かつ3. 11福島第一原発事故の対応で明らかなように、国は、当該事故後、原発事業が実質的に国の事業であるという本性を露わにして、その「組織及び機能の全てを挙げ」て事故対応を行い、準備書面11の7で論じるとおり原発再稼働へ向けて邁進している。

よって、原発事業が、電力会社による一民間事業などではなく、国家規模の事業であり、実質的に国の事業であることは明白である。

以上

## (別紙) 原災法に基づく緊急事態宣言後の対応体制



※ 平成12年版「原子力安全白書」より抜粋